

年度( 年分)

町・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書  
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

藍住町長 殿

年 月 日

申告者 住 所 藍住町

氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 - -

私の住民税の上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得等に対する課税について、所得税の確定申告とは異なる課税方法を下記のとおり選択します。

○所得税で確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

○所得税で確定申告した(予定含む)上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。  
(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

該当する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- 2 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。  
(例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する場合など)

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆上場株式等に係る譲渡損失の金額 (繰越控除額) が変更となる場合は、次に記入してください。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	円

※この申告書の提出期限は、該当年度の町・県民税納税通知書が送達される日までです。  
納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効になります。

提出先: 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 5 2 - 1 藍住町役場 税務課 (☎088-637-3117)